

登録規則細則

登録規則細則

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 達 第 15 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.3 船級符号への付記

-3.(1)を次のように改める。

-3. 規則 2.1.3-2.の付記は、次の(1)及び(2)に従って行う。

- (1) 次の(a)から(gh)に掲げる付記は、船主からの申込みに基づき、本会が別途発行するガイドライン又はその他適当と認める指針等に従って、次に掲げる船舶について行う。

(a)から(e)は省略)

(f) 「デジタルスマートシップガイドライン」に従って、デジタル技術等を活用したシステム(スマートシステム)が備えられている船舶:「*Digital Smart Ship(XX)*」(略号: *DSS(XX)*, ただし, *XX* には該当するスマートシステムを示す。)

(g) 「船舶におけるサイバーセキュリティデザインガイドライン」に従って、サイバーセキュリティ対策が講じられている船舶:「*Cyber Resilience-Guideline*」(略号: *CybR-G*)

(fh) (省略)

(gi) その他本会が特定の付記が必要であると認める船舶

2.2 船級登録の維持

-3.を次のように改める。

-3. 規則 2.2 の適用上, 規則 2.1.3-2.の規定による付記に関する事項(2.1.3-3.(2)(a)及び(b)に掲げる付記を除く)については、船級登録を維持するための条件としない。当該付記の維持については次による。

- (1) 2.1.3-3.(1)(a)から(eg)に掲げる付記にあつては、該当するガイドラインに従って定期的に確認を行う。
- (2) 2.1.3-3.(1)(fh)に掲げる付記にあつては、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.3.2-2.に従って定期的に確認を行う。
- (3) 2.1.3-3.(1)(gi)に掲げる付記にあつては、本会が別途適当と認める指針等に従って確認を行う。

附 則

1. この達は、2021 年 7 月 1 日から施行する。